

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条により、下記の感染症にかかった場合、本人の休養と他者への蔓延、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いにならない）の措置をとることになっています。また、その場合、医師の登校許可があるまでご家庭で安静に休養させてください。

なお、医師からの登校許可がでましたら、右記の登校許可証明書を学校に提出させてください。

記

1. 学校において予防すべき感染症の種類

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

2. 出席停止期間

《第1種》 治癒するまで

《第2種》

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱したあと2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

《第3種》 症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*あくまでも基準ですので、主治医の判断によりこの限りではありません。

登校許可証明書

兵庫教育大学附属中学校

年 組 名前

出席停止期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

病名

上記の生徒は、平成 年 月 日

より登校を許可します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印